

## 宿泊約款

### 第 1 条(適用範囲)

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第 2 条(宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 第 3 条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(5 日を超えるときは 5 日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当施設が、当サイトに誤った宿泊料金を提示し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当施設が承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

### 第 4 条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 第 5 条(宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする方が、伝染病もしくは感染症(ノロウイルス他)に感染している疑いがあるとき。
5. 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を越える負担を要求したとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。または以下のような過剰な要求行為を求められたとき。
  - (1) 当ホテルで提供していないサービスの提供
  - (2) 法令や公序良俗に反するサービスの提供
  - (3) 正当な理由のない契約後の値引き要求
  - (4) 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供
  - (5) その他合理的な範囲を超える負担
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
7. 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
8. 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 6 号の暴力団員、又は同法第 2 条第 2 号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者又はその他反社会的勢力の関係者と認められるとき。
9. SNS や掲示板等に事実と異なる内容や当ホテル従業員、他の宿泊客に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき。

### 第 6 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の 24:00(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 第 7 条(当ホテルの契約解除権)

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  2. 宿泊客が伝染病もしくは感染症(ノロウイルス他)に感染している疑いがあるとき。
  3. 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を越える負担を要求したとき。または以下のような合理的な範囲を超える負担を求められたとき。なお、かつて同様な行為があったときも含まれます。
    - (1)当ホテルで提供していないサービスの提供
    - (2)法令や公序良俗に反するサービスの提供
    - (3)正当な理由のない契約後の値引き要求
    - (4)正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供
    - (5)当ホテル従業員に対し、脅迫、恐喝、詐欺行為があったとき
    - (6)SNSや掲示板等に事実と異なる内容やホテル従業員に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき
    - (7)威圧的な不当要求を行い、且つ合理的な範囲を超える負担を求められたとき。またはかつて同様な行為を過去に当ホテル又は株式会社7gardenが運営するホテルで行なったと認められるとき。上記(1)から(7)に類する行為があったとき。
  4. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  5. 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  6. 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 6 号の暴力団員、又は同法第 2 条第 2 号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者と認められるとき。
  7. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他、当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
  8. SNSや掲示板等に事実と異なる内容や当ホテル従業員、他の宿泊客に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### 第 8 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
3. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示し、当施設の承認を得ていただきます。

#### 第 9 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、到着日の 15:00 から出発日の 10:00 までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。※宿泊するプランによっては上記時間外の利用も認めるものとする
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。料金は客室タイプ、延長時間により異なりますのでコンシェルジュ営業時間内にお問い合わせください。
3. 予約確定時のご宿泊人数を超過しての客室利用は禁止いたします。申告のない人数超過が発覚した場合、直ちに退去していただくとともに、当ホテルの規定に基づく罰則金をお支払いいただきます。罰則金の算定方法は、別表第4に掲げるところによります。
4. ホテルが認めた場合を除き、ご予約されていない外来者の客室への入室は固くお断りいたします。申告のない外来者の入室が発覚した場合、直ちに退去していただくとともに、当ホテルの規定に基づく罰則金をお支払いいただきます。罰則金の算定方法は、別表第4に掲げるところによります。

#### 第 10 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は当施設内においては、当ホテルが定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。
2. 玄関はオートロックとなっておりますが施錠された状態で強引に開けようとすると故障の原因になります。外出の際は解除番号をお忘れにならない様、ご注意ください。
3. 施設内のゴミは、台所設置内のゴミ箱(燃える/燃えない)、(瓶/缶)に分別して入れてください。
4. 避難経路は正面玄関です。災害時の避難場所や緊急時の連絡先は1階の施設案内のファイルに記載がございますので必ずご確認ください。
5. 消化器は1階2階に設置がございます。災害時に備えあらかじめ場所をご確認ください。

#### 第 11 条(営業時間)

1. 管理事務所は、24時間営業しております。
2. 緊急時の際は速やかに管理事務所にご連絡ください。電話番号は080-3919-8991で、1階の施設案内パンフレットにも記載がございます。

#### 第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求したとき、受付において行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第 13 条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 現金、貴重品、美術品、骨董品、壊れ物、液体物、生ものなどの物品はお預かりいたしません。
2. 宿泊客が受付にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は 5 万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって受付にお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。
4. 宿泊客が受付にお預けになったお荷物の傷、凹みについては、お預かり時点において都度傷、凹みなどの現状把握ができかねますため保証対象外とさせていただきます。

#### 第 16 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 当施設では、無人での運営を行っているため、安全管理上の理由から、いかなる場合でも、宿泊に先立つ荷物のお預かり、ならびにチェックイン前およびチェックアウト後の手荷物のお預かりをお断りさせていただいております。お客様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
  2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、法令において認められる範囲において、次のとおり扱うものとします。
    - (1) 現金並びに貴重品: 発見日を含め 7 日間当施設で保管後、最寄りの警察署に届けます。
    - (2) 生鮮食料品類: 価格や消費期限等にかかわらず、発見日に即日処分します。
    - (3) 腐敗または変質の恐れがあるもの、使用済みの下着、タオル等の布類、汚染された物、または壊れた物等: 警察署に届ける事なく処分させていただきます。
    - (4) その他の物件: 発見日を含め 3 ヶ月間当施設で保管後、処分します。
  3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。
  4. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に確認し、必要に応じ、所有者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。
- ※申告なくお荷物を送られた、着払いで発送された、送り主のお名前ですり取りの確認が取れなかった場合は、お荷物の受け取りを拒否させていただく場合がございます。予めご了承ください。

#### 第 17 条(駐車場の責任)

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は駐車スペースを提供するものであり、車両およびその付属装着物や積載物の盗難、紛失、毀損、ならびに第三者の行為や駐車場で発生した事象に起因する損害について一切責任を負いません。

#### 第 18 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。宿泊客が支払うべき損害賠償の算定方法は、別表第3に掲げるところによります。
2. 当施設内(指定喫煙場所を除き)は全て禁煙のため、客室内もしくは施設内で喫煙が確認できた場合は喫煙による客室クリーニング代及び客室売り止めの損害賠償を別表第3に掲げるところによります。
3. 契約人数を超えての客室利用は原則禁止致します。申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、即時退去の上、当施設にて定める罰則金の 10 万円を申し受けます。

#### 第 19 条(支配する国語)

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語によるものとします。

#### 第 20 条(裁判管轄及び準拠法)

本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第 1  
宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係)

内 訳		
宿泊客が 支払うべき 総額	宿 泊 料 金	基本宿泊料[室料]
	追 加 料 金	その他の利用料金
	税 金	消費税等法令により規定される諸税

備考:税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約申込人数 \ 契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2~3日	4~7日
一般	14名まで	100%	100%	100%	50%	20%
団体	15名~126名まで	100%	100%	100%	80%	50%

(注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 7 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 50%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については違約金をいたしません。

別表第 3 クリーニング代(第 18 条第 1 項及び第 2 項関係)

施設内喫煙によるクリーニング代	1室につき2万円
飲食、嘔吐、血液、体液、汚物等によりホテルの通常利用を超える特別清掃または修繕を要する場合(*1)	1室につき2万円
クリーニングに要する期間の客室売り止めの損害賠償	客室売り止め日数×3万円

(注) 客室売り止め日数は当ホテルの判断により実際に販売を差し控えた日数とします。ただし、上限を10日分とします。

(\*1)原因が体調不良による汚損の場合はこれの限りではない。